

当ファンドは、特化型運用を行ないます。

たんぽポンド



グローバル担保付き債券ファンド(為替ヘッジあり)

愛称:たんぽポンド

追加型投信／内外／債券

- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

- ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号
ホームページ アドレス www.amova-am.com
コールセンター 電話番号 0120-25-1404
(午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

三井住友信託銀行株式会社

- ファンドの投資信託約款の内容の重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「グローバル担保付き債券ファンド(為替ヘッジあり)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年9月15日に関東財務局長に提出しており、2026年9月16日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 その他債券))	年2回	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご参照ください。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<委託会社の情報>

委託会社名	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	42兆3,936億円 (2026年6月末現在)

2025年9月1日付で、日興アセットマネジメント株式会社から
「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。

ファンドの目的

主として、日本を含む世界各国の金融機関が保有する貸付債権を担保とする債券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

ファンドの特色

たんぽぽ・ボンド

1

信用力が高いと判断される担保付き債券*を主な投資対象とします。

*当ファンドでは、金融機関が保有する貸付債権を担保とする債券を「担保付き債券」と呼びます。
※流動性などを考慮し、各国の国債などに投資を行なう場合があります。

2

日本の機構債に加え、デンマークおよびスウェーデンのカバードボンドに分散投資します。**

**住宅金融支援機構が発行する貸付債権担保住宅金融支援機構債券(旧住宅金融公庫発行の貸付債権担保住宅金融公庫債券も含みます)をさします。

3

外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行ないます。

※為替ヘッジによって為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。
※為替ヘッジを行なう際、対象通貨の短期金利より円の短期金利が低い場合には、為替ヘッジコストを支払い、対象通貨の短期金利より円の短期金利が高い場合には、為替ヘッジプレミアムを受け取ります。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

当ファンドの投資対象には、一般社団法人資産運用業協会規則の信用リスク集中回避のための投資制限に定められた比率を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、当ファンドは当該支配的な銘柄に集中して投資する特化型運用を行ないます。そのため、当該銘柄に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

主な投資対象とする担保付き債券について



日本の「担保付き債券」 機構債

- 政府100%出資の住宅金融支援機構が発行する貸付債権担保付きの債券です。
※当ファンドでは、旧住宅金融公庫が発行する貸付債権担保住宅金融公庫債券も「機構債」に含みます。
- 「フラット35」を担保としており、一般的に、新発10年国債利回りよりも高い表面利率で発行されます。

「フラット35」とは？ 住宅金融支援機構と民間金融機関が共同で提供している長期固定金利の住宅ローンのことです。

<機構債発行の仕組み>



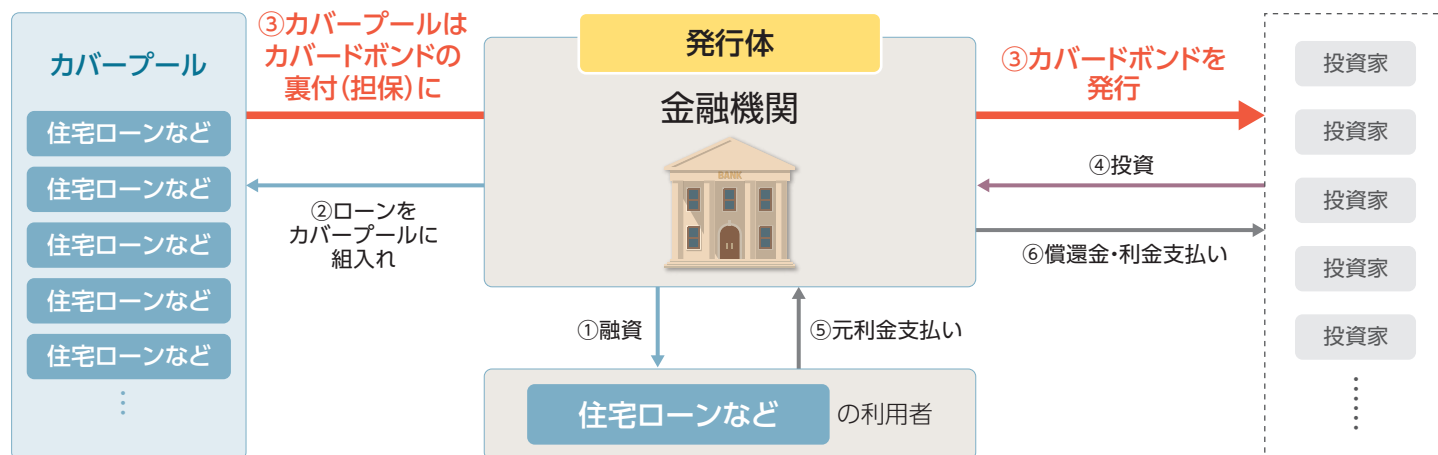
※上記はイメージです。



デンマーク、スウェーデンの「担保付き債券」 カバードボンド

- 主に金融機関が発行する担保付き債券の総称であり、住宅ローンなどの融資債権が担保となっています。
- カバールプにより信用力が補完されるため、一般的にカバードボンドの信用力は発行体の信用力を上回る傾向があります。

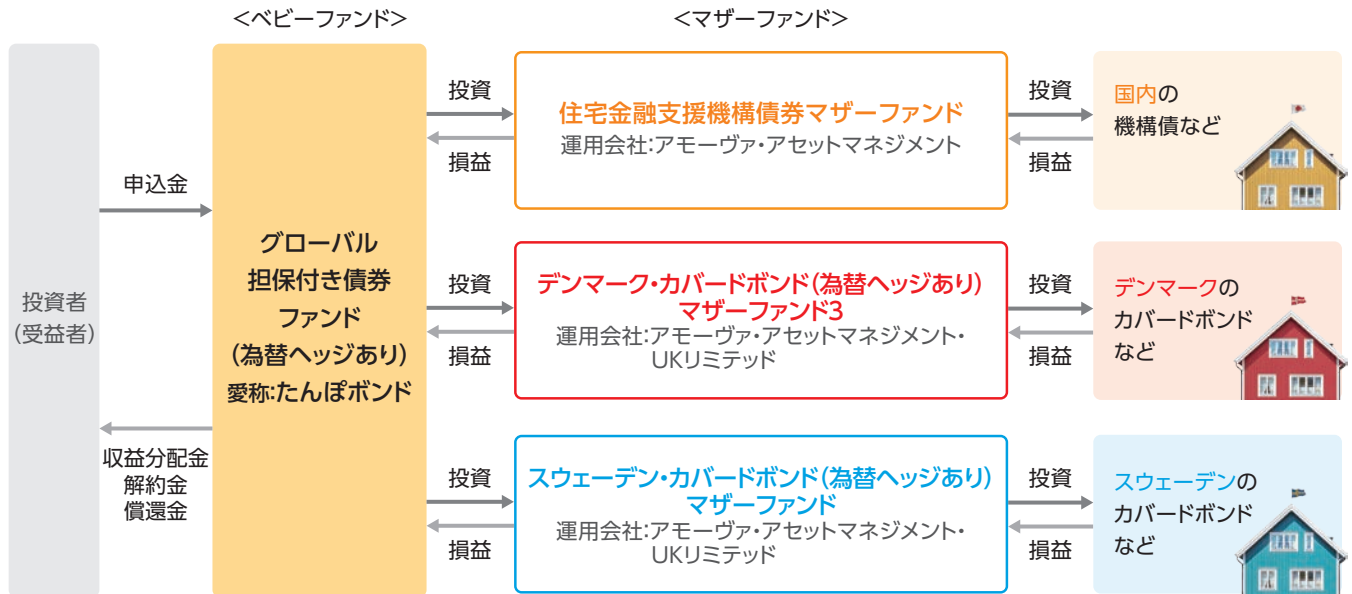
<カバードボンド発行の仕組み>



※上記はイメージです。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



(主な投資制限)

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

(分配方針)

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。
ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に貸付債権担保住宅金融支援機構債券(以下、旧住宅金融公庫発行の貸付債権担保住宅金融公庫債券も含めて、「機構債」といいます。)およびカバードボンドなどの債券を実質的な投資対象としますので、機構債およびカバードボンドなどの債券の価格の下落、機構債およびカバードボンドの担保債権の債務者の信用状況の悪化、機構債およびカバードボンドの発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- ・機構債およびカバードボンドは、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、機構債およびカバードボンドの価格変動幅は、裏付けとなるローンの種類や構成、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより機構債およびカバードボンドごとに異なります。
- ・公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券等の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・機構債およびカバードボンドは、一般的な公社債などの有価証券に比べて市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合があり、流動性リスクが高まる場合があります。

信用リスク

- ・機構債およびカバードボンドの担保債権の債務者が支払不能に陥り、利払いの遅延や元本の返済が滞るデフォルトが発生した場合、あるいはこうした状況に陥ると予想される場合、機構債およびカバードボンドの価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、担保の回収などにより弁済されますが、担保価値の下落などによって、投資元本に対して投資した資金が回収できないリスクがあります。
- ・機構債およびカバードボンドの発行体もしくは発行体に対して債権譲渡した金融機関の破産や倒産などが生じた場合またはそれが予想される場合には、機構債およびカバードボンドの価格が下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、発行体もしくは発行体に対して債権譲渡した金融機関はローンの元利金を回収する責務を負っているため、発行体もしくは発行体に対して債権譲渡した金融機関の破産や倒産などにより、元利金の受け取りが遅延する可能性があります。
- ・機構債の発行体である住宅金融支援機構が解散となった場合などには、機構債は信託受益権へと変更されます。この場合、住宅金融支援機構による信用力の裏付けがなくなることから、価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、住宅金融支援機構や機構債に関わる諸法令等の変更により、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ・公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

為替変動リスク

・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。

期限前償還リスク

・機構債およびカバードボンドにおいて、予定される利息および元本の支払いの他、債務者の選択による期限前弁済を認めることがあり、この場合は、予定されていた利払いの一部が得られないことがあります。

期限前償還に伴う再投資リスク

・機構債およびカバードボンドが期限前償還された場合には、償還された金銭を再投資することになりますが、金利低下局面においては、再投資した利回りが償還まで持ち続けられた場合の利回りより低くなる場合があります。

集中投資リスク

・当ファンドは、一銘柄あたりの組入比率が高くなる場合があります、より多数の銘柄に分散投資した場合に比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 分配金は、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合があります。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

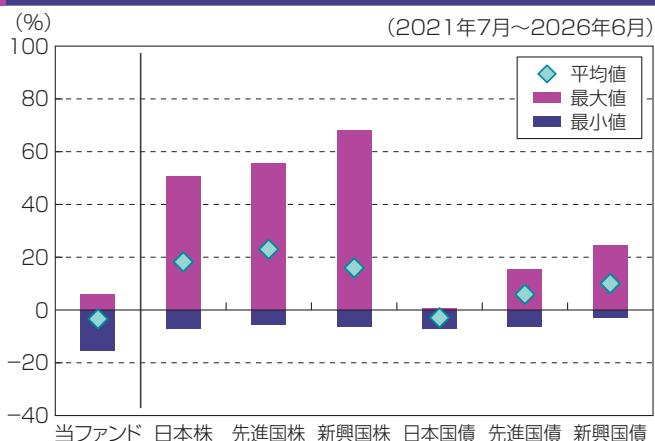
リスクの管理体制

- 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2026年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	-3.3%	18.2%	23.0%	16.0%	-2.9%	5.9%	10.0%
最大値	5.7%	50.5%	55.7%	68.1%	0.6%	15.4%	24.5%
最小値	-15.5%	-7.1%	-5.7%	-6.5%	-6.9%	-6.1%	-2.7%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2021年7月から2026年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株 …… TOPIX(東証株価指数) 配当込み

先進国株 …… Morningstar 先進国株式指数(除く日本、配当込み、円ベース)

新興国株 …… Morningstar 新興国株式指数(配当込み、円ベース)

日本国債 …… NOMURA-BPI国債

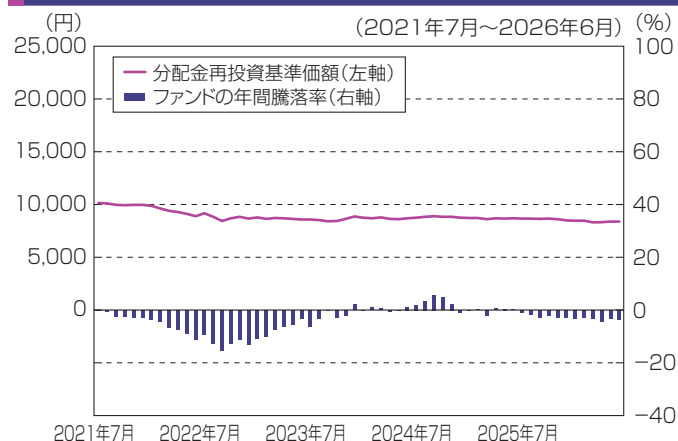
先進国債 …… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 …… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



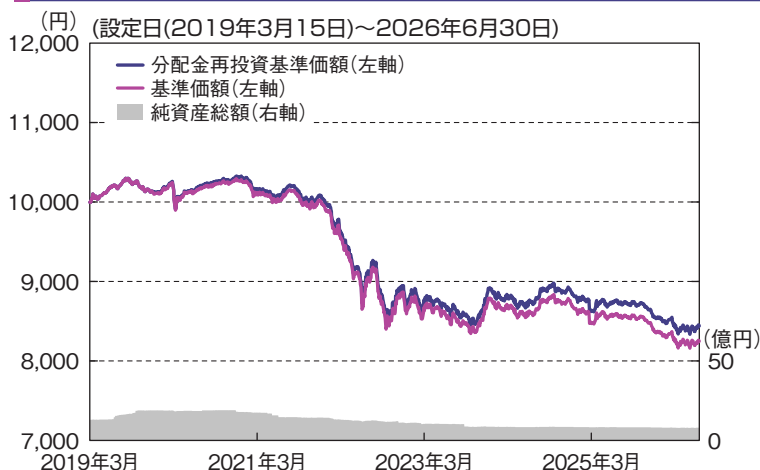
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2021年7月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。



基準価額・純資産の推移



基準価額…………… 8,248円

純資産総額…………… 7.98億円

※基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2024年6月	2024年12月	2025年6月	2025年12月	2026年6月	設定来累計
15円	15円	15円	15円	15円	210円

主要な資産の状況

組入資産	比率*1	利回り*2	組入上位銘柄	比率*3
住宅金融支援機構債券マザーファンド	32.2%	3.33%	第140回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	18.0%
			第125回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	17.3%
			第116回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	17.1%
デンマーク・カバードボンド(為替ヘッジあり)マザーファンド3	33.2%	3.44%	NYKREDIT REALKREDIT AS	12.4%
			NYKREDIT REALKREDIT AS	10.5%
			REALKREDIT DANMARK	9.0%
スウェーデン・カバードボンド(為替ヘッジあり)マザーファンド	33.2%	2.74%	SKANDINAVISKA ENSKILDA	25.5%
			LANSFORSKRINGAR HYPOTEK	25.4%
			SWEDISH COVERED BOND	22.4%
現金その他	1.5%			

*1 比率は対純資産総額比です。

*2 「住宅金融支援機構債券マザーファンド」および「デンマーク・カバードボンド(為替ヘッジあり)マザーファンド3」は期限前償還考慮後利回り、「スウェーデン・カバードボンド(為替ヘッジあり)マザーファンド」は平均最終利回りです。

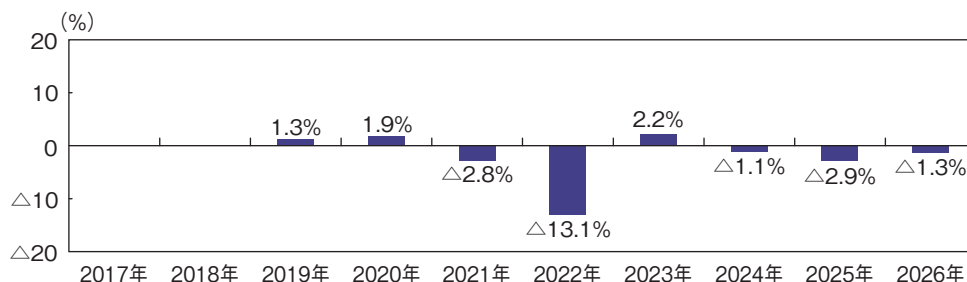
*3 各マザーファンドにおける対純資産総額比です。

※利回りは、信託報酬、手数料および税金などを考慮しておりませんので、投資者の皆さまの実質的な投資成果を示すもので、将来得られる期待利回りを示すものではありません。

※最終利回りは、債券および短期金融資産を満期まで保有した場合の利回りです。

※利回りは切捨てにて表示しています。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2019年は、設定時から2019年末までの騰落率です。

※2026年は、2026年6月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。



お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 ※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2026年9月16日から2027年3月15日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、購入・換金の申込日が下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・英国証券取引所の休業日 ・コペンハーゲン証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行休業日 ・デンマークの銀行休業日 ・スウェーデンの銀行休業日
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	2029年6月15日まで(2019年3月15日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年6月15日、12月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	7,000億円
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページ アドレス www.amova-am.com ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎期決算後および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して提供されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ・当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時の基準価額に対し2.2%(税抜2%)以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.759%(税抜0.69%)以内 運用管理費用は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 各計算期に適用する運用管理費用(年率)は、前計算期終了日におけるわが国の新発10年国債の利回り(日本相互証券株式会社発表の終値ベース)に応じて以下の率とします。 ＜運用管理費用の配分(年率)＞				
	新発10年国債の利回り	運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
		合計	委託会社	販売会社	受託会社
	4%以上の場合	0.69%	0.24%	0.42%	0.03%
	3%以上4%未満の場合	0.59%	0.22%	0.34%	0.03%
	2%以上3%未満の場合	0.49%	0.20%	0.26%	0.03%
	1%以上2%未満の場合	0.39%	0.18%	0.18%	0.03%
	1%未満の場合	0.29%	0.16%	0.10%	0.03%
	委託会社	委託した資金の運用の対価			
	販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価			
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価				
※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。 ※マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける運用管理費用の中から支払います。					
その他の費用・手数料	諸費用 (目論見書の作成費用など)	ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額 ①目論見書などの作成および交付に係る費用、②運用報告書の作成および交付に係る費用、③計理およびこれに付随する業務に係る費用(①～③の業務を委託する場合の委託費用を含みます。)、④監査費用、⑤運用において利用する指数の標準使用料などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。			
	売買委託 手数料など	組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。 また、有価証券の貸付は現在行っておりませんので、それに関連する報酬はかかりません。			

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2026年9月15日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率 -----

対象期間:2025年12月16日～2026年6月15日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.68%	0.43%	0.25%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。



Handwriting practice lines consisting of 25 horizontal rows. Each row is defined by three dashed blue lines, providing a guide for letter height and placement.





